

自己負担上限月額表

階層区分	階層区分の基準			自己負担限度額（患者割合：2割）		
				原則		
				一般	重症 ※3	人工呼吸器等装着者
I	生活保護					0
II	市町村民税額 (所得割) 非課税 (世帯)	低所得 I (低所 I)	年収 ※1 ～80万円	1,250	1,250	500
III		低所得 II (低所 II)	年収 ※1 80万円超～	2,500	2,500	
IV	一般所得 I (一般 I)	市町村民税額(所得割)※2 課税以上 7.1万円未満		5,000	2,500	
V	一般所得 II (一般 II)	市町村民税額(所得割)※2 7.1万円以上		10,000	5,000	
VI	上位所得 (上位)	市町村民税額(所得割)※2 25.1万円以上		15,000	10,000	
	入院時の食費			1/2自己負担		

※1 支給認定保護者の年収(年金収入、障害者年金額等を含む。)

※2 市町村民税額課税額(所得割)については、国保、国保組合の場合は世帯の課税額の合計、社保は被保険者の課税額

※3 ①高額治療継続者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険が2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超えた月が年間6回以上ある場合)

②重症患者認定基準に適合する場合

のいずれかに該当。

○ 血友病患者の方の自己負担限度額はありません。